

滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会規約（以下、「規約」という。）第4条第1項に規定する会員の入会及び退会に関する手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会（以下、「協議会」という。）に入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

2 協議会に入会しようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 規約第2条に定める目的に賛同すること
- (2) 規約第4条第2項に定める資格要件を備えること

3 第1項の申込みをした者の入会について、会長は、これを拒否する合理的な理由のない限り承認するものとする。

(異動届)

第3条 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、速やかに異動届（様式第2号）を会長に提出するものとする。

- (1) 名称または氏名を変更したとき
- (2) 代表者に異動があったとき
- (3) 所在地を移転したとき
- (4) 担当者に異動があったとき
- (5) 連絡先に変更があったとき

(退会手続)

第4条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 次の各号のいずれかの事由に該当した会員は、会員資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したときもしくは失踪宣告を受けたときまたは会員である団体が解散したとき
- (2) 会費等の支払義務を怠ったとき
- (3) 規約第4条第2項に定める資格要件を失ったとき

第5条 この規程に定めるもののほか、会員の入会および退会に関する手続その他の必要な事項は、会長が定めるところによる。

付 則

この規程は、平成27年11月26日から施行する。

滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会入会申込書

平成 年 月 日

滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会会長 様

滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会規約第2条に規定する目的に賛同し、
また、同規約第4条第2項に規定する資格を具備することを申告し、入会
を申し込みます。

ふりがな		
名称または氏名 <small>(団体の場合)</small>	㊞ <small>(団体の場合押印不要)</small>	
ふりがな		
代表者 職・氏名 <small>(団体の場合に記入・押印)</small>	㊞	
所在地	〒 ー	
担当者	職・氏名	
	電話番号	
	Fax.番号	
	E-mail	
	所在地 <small>(上記と異なる場合)</small>	

異動届


平成 年 月 日

滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会会長 様



滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会入退会等規程第4条に規定する事由が生じたので届出ます。

*「名称または氏名」については必ず記入してください。

また、「名称または氏名」の変更があった場合、この欄には変更前をご記入ください。

ふりがな	
名称または氏名 <small>(団体の場合)</small>	 <small>(団体の場合押印不要)</small>

**以下は異動のあった事項のみ記入してください。

ふりがな		
名称または氏名 <small>(団体の場合)</small>	 <small>(団体の場合押印不要)</small>	
ふりがな		
代表者 職・氏名 <small>(団体の場合に記入・押印)</small>		
所在地	〒 -	
担当者	職・氏名	
	電話番号	
	Fax.番号	
	E-mail	
	所在地 <small>(上記と異なる場合)</small>	